

令和3年度事業計画書

公益社団法人 日本小児科学会

[目的]

小児科学に関する研究の推進および小児科医の育成を通じて、小児医療全般の進歩、発展をはかるとともに、会員相互の交流を促進し、子どもの健康・人権・福祉を守り向上させることを目的とする。

[事業]

上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児医学・医療の研究および振興を目的とする事業
- (2) 小児科医師の教育および専門性の向上を目的とする事業
- (3) 小児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 小児医学・医療の社会への普及啓発および還元を目的とする事業
- (5) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業

[個別の事業]

1. 学術集会

第124回学術集会を令和3年4月16日（金）から18日（日）まで「子どもから創めよう新時代」をテーマに京都府京都市（国立京都国際会館）において、京都府立医科大学小児科教授 細井 創会頭主宰により開催する。

2. 機関誌

日本小児科学会雑誌を年12回、Pediatrics International を年12回発行する。

3. 小児科専門医

- (1) 小児科専門医試験（筆記・面接）を令和3年9月4日（土）、5日（日）に京都府京都市ほかにおいて実施する。
- (2) 小児科専門医更新
 - ①新専門医制度更新申請を令和3年3月に受付け、審査のうえ、日本専門医機構とともに認定する。
 - ②日本小児科学会認定の専門医制度更新申請を令和3年3月及び9月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (3) 認定小児科指導医の申請・更新申請を令和3年3月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (4) 小児科専門医研修施設・同支援施設の申請・更新申請を令和3年3月及び9月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (5) 小児科領域専門研修プログラムの一次審査を行なう。

4. 委員会

本学会の事業（調査研究、学術集会・講習会・フォーラム等の開催、機関誌の発行、専門医制度の運営、関係機関への要望書の提出、小児医学・医療に関する情報発信、提言作成、その他）を遂行するために委員会は活動し、必要に応じて会議を開催する。

5. 本学会の目的達成のため、国・官公庁、国内外の医学・医療関係団体との協力、協議を行う。

6. 表彰

日本小児科学会賞、日本小児科学会学術研究賞、日本小児科学会小児保健賞の表彰を行う。

7. 地区小児科学会の活動を支援する。

8. 総会

令和3年4月に議決権行使書による通常総会を開催し、令和2年度決算、ほかの議案について審議する。

9. 理事会

理事会を年4回以上、開催する。

10. 業務執行役員会議

緊急案件、その他を審議するため、会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、監事による業務執行役員会議を年2回以上、開催する。

11. 地区代議員会

理事会からの諮問事項等を審議するため、各地区代議員会を開催する。

12. 選挙

代議員選挙、理事・監事候補者選挙を実施する。そのため選挙管理委員会を開催する。

以上